

# あいちNPO交流プラザ「アピール情報」登録団体等管理規約

平成25年4月1日

愛知県県民生活部

社会活動推進課

## (目的)

第1条 この規約は、愛知県県民生活部社会活動推進課（以下「県」という。）が、NPOを正確に理解し、評価できる情報を始め、NPOに関する多様な情報をインターネットにより、県民・NPO・企業等に提供するために管理・運営するNPO総合ポータルサイト、「あいちNPO交流プラザ」の「アピール情報」（以下「本サイト」という。）に団体登録をする団体（以下「登録団体」という。）及び掲載する情報（以下、「掲載情報」という。）等について、必要な事項を定めたものです。

## (登録団体)

第2条 本サイトの登録団体は、愛知県内で社会や地域のために自主的に活動している、① 特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という）、② 公益、一般、特例の財団法人若しくは社団法人（以下、「財団・社団法人」という。）又は③ 法人格を持たないボランティア団体、市民活動団体等（以下、「任意団体」という。）で、次の特性を持った団体とします。

- (1) 団体としての名前と意思決定のルールがあり、複数のメンバーがいる。
- (2) 行政機関の一部でない。
- (3) 余剰利益を関係者で分配しない。
- (4) 他の団体に従属せず、自立的に運営している。
- (5) 参加したい人に対して開かれている。

また、次のいずれかに該当する団体は除きます。

- (1) 特定の個人又は団体の利益を目的とする団体。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制化にある団体。

2 登録団体が、団体登録を申請したときは、本規約に同意したものとします。

3 県は、団体登録申請の際、提供のあった情報（以下、「登録団体情報」という。）のうち、NPO法人の定款、財団・社団法人の寄付行為又は定款、任意団体の団体規約・会則等について、公開することができるものとします。

4 登録団体を不適当と判断した場合、県は、登録を承認しません。

5 団体登録を承認した団体（以下、「登録済団体」という。）であっても、県は、承認を取り消す場合があります。

6 登録済団体は、団体を廃止した場合及び団体登録情報のうち、団体区分、電話番号又はメールアドレスを変更した場合は、速やかに県に連絡してください。

(ID及びパスワードの管理)

第3条 本サイトに登録したID及びパスワードの管理は、登録済団体が責任を負うものとしします。

- 2 本サイトのID及びパスワードの譲渡、名義変更、売買等の行為は、一切できません。
- 3 県は、本サイトのID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負いません。

(掲載情報)

第4条 県は、掲載情報のうち、登録済団体に不利益を与える恐れのない情報について、転載・利用できるものとしします。

- 2 掲載情報のすべての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めません。
- 3 登録済団体は、掲載情報に関し、他の登録済団体又は第三者と紛争が生じた場合、自らの費用と責任において、これを解決するものとしします。

(禁止事項)

第5条 登録済団体は、次の各号に該当し、又はその恐れのある行為は禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の登録済団体又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の登録済団体又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他の登録済団体又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 非営利活動と認められない行為
- (7) 政治活動、宗教活動又はこれに類似する行為
- (8) 本サイトの管理及び運営を妨害する行為
- (9) その他、県が不相当と判断する行為

(情報の不掲載)

第6条 県は、登録済団体が掲載しようとする情報が前条各号に該当する場合、その情報を掲載しません。

- 2 県は、掲載情報が前条各号に該当する場合、その情報を削除します。

(登録の抹消)

第7条 県は、登録済団体が次の各号に該当する場合、登録済団体の承諾の有無にかかわ

らず、登録を抹消することがあります。

- (1) ID又はパスワードを不正使用した場合
- (2) 不正な登録又は行為があった場合
- (3) 3年以上掲載情報の更新がない場合
- (4) その他、本規約のいずれかに違反した場合

(サービスの中断、停止)

第8条 県は、以下のいずれかに該当する場合は、登録済団体の承諾を受けることなくサービスの一部若しくは全部を一時中断又は停止することがあります。

- (1) 本サイトの保守、更新又は緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力によりサービスの提供が困難な場合
- (3) インターネットを通じた不正な侵入によりサービスの提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により、県がサービスの提供が困難と判断した場合

2 前項各号に掲げた事態に伴い、登録済団体に不利益、損害が発生した場合、県はその責任を負いません。

(サービスの中止等)

第9条 県は、登録済団体の承認を受けることなく、サービスを中止し、又はその内容を変更し、若しくは追加することができるものとします。

2 前項の事態に伴い、登録済団体に不利益、損害が発生した場合、県はその責任を負いません。

(規約内容の変更)

第10条 県は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約の内容の一部を登録済団体への通告なしに変更することができるものとし、この規約変更後に本サイトを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。